介護 定 する 職 特 種 定 に . つ い \mathcal{O} 職 て 種 外国 及 び 人の 作 業 技 に 特 能 実習の適正な実 有 \mathcal{O} 事 情 12 鑑 4 7 施及び技能実習生 事 業 所 管 大 臣 が \mathcal{O} 定 保護に \Diamond る 基 関 準 等 する法 \mathcal{O} 部 律 を 施 改 行 規 正 則 す る に 件 規

\bigcirc 厚生労働省告示 第三 一百八 十三号

定す 働 \mathcal{O} 年 省 介 る特 告示 部を 護]月 職 改正 第三百二十号) 定 種 に \mathcal{O} する法律 職 0 か 種 7) . ら適 及 7 び 外 作 玉 (令 する。 \mathcal{O} 業 人 和 に \mathcal{O} 部 特 技 一年法 を 有 能 次 実 \mathcal{O} 律 事 習 \mathcal{O} 第五十二号) 情 表 \mathcal{O} 適 \mathcal{O} に 鑑 ように改 正 み な 実 7 事 施 附則第一 正 業 及 び Ļ 所 管 技 地 大 能 条第二号に掲 域 臣 実 習 共 が 生社 定 生 8) \mathcal{O} 会 る 保 (T) 基 護 げる規 実現 準 に 関 等 0) す 平 定 た る 成二 法 0) \Diamond 施 律 \mathcal{O} + 行 社 施 \mathcal{O} 会 九 行 日 福 年 規 祉 厚 則 (令和 法 生 12 等 労 規

令和三 一年十二 · 月二十 九 日

兀

兀

日

用

厚 生労働大 臣 後藤 茂之

イ 会	ー・ニー(各) める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。	第四条 介護職種に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定(本邦の営利を目的としない法人)	改正後
	ー・二(佫)める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。	第四条 介護職種に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定(本邦の営利を目的としない法人)	改正前